

# 経済・産業政策

## # 概況

ー日本全体ー

1. 3/11に発生した「東北地方太平洋沖地震」を受けた経済見通しとして、実質GDP成長率は2010年度が2.8%、2011年度が0.1%、2012年度が2.7%と予想する。3/11時点の見通しからの修正幅は2010年度が▲0.2ポイント、2011年度が▲1.6ポイント、2012年度が+1.0ポイントである。
2. 今回の震災は人的被害、物的被害ともに阪神淡路大震災を大きく上回ることが確実だが、それに加え原子力発電所の事故をきっかけとした電力供給不足の問題が長引くことが、日本経済を大きく下押しする。
3. 震災で毀損したストックを再建するための復興需要は2011、2012年度ともにGDP比で1%程度の規模となることを見込まれる。しかし、電力不足に伴う経済の停滞が長引くため、復興需要のかなりの部分は景気悪化による投資抑制で相殺されてしまうだろう。
4. 国内生産力の落ち込みによって輸出余力が低下する一方、復興需要のための資材調達や火力発電所の再開に伴う鉱物性燃料の需要増などから、輸入は増加基調が続くことを見込まれる。このため、貿易収支はリーマン・ショック以来の赤字となる可能性が高い。

ー神奈川県ー

1. 神奈川県経済は、東日本大震災によるサプライチェーン（供給網）の途絶や電力不足による生産面の制約と自粛ムードの広がりや消費マインドの悪化等による需要面の制約を生み出す等で多大な影響を受け初めている。
2. 3月を見ると、県内の乗用車販売台数が前年比31.7%減と急減したほか、神奈川3港からの通関輸出額も19.2%減と輸送機械を中心に大幅な落ち込みとなった。被災地からの部品や部材等が調達できなくなるというサプライチェーンの途絶えが発生し、そればボトルネックとなって自動車工場などが生産停止や低操業を強いられたことが大きく影響したとみられる。
3. 3月の大型小売店販売額も、前月比10.8%減と大幅減となった。サプライチェーンの途絶えによる食料品などの一部商品に欠品が生じたことや、計画停電への対応として営業時間の短縮など、自粛ムードの広がりや消費マインドの冷え込みによって不要不急の購入が手控えられたことが主因と考えられる。
4. それ以外にも、鉄道の運行本数削減やイベントの中止・縮小、主要観光地での宿泊予約のキャンセル増加、中古マンションの販売戸数減少など、震災の影響が様々な場面に広がっている。
5. 神奈川県経済へのサプライチェーン途絶えの影響は、非製造業に比べ製造業でインパクトが大きくなるが、総じてはそれほど大きくはならないと予想する。

以上のことから、今後の方策を考える際、成長期待の低い状態での危機回避行動は弊弊弊感の増大を招きやすいため、危機対応の一方で中長期的な成長戦略を着実に推進し、地域および自社の持続的な成長期待を高めていくことが重要と考える。

## 要求と提言の骨子

1. 住民ニーズを受け止める「福祉型経済社会」の構築を基本に、地域経済の発展を図ること。
2. 総合的な産業政策を推進するため金融機関の積極参加を促す中で、産業の活性化を図ること。特に産業政策を進める上では、雇用創出・確保と一体的に進めること。
3. 京浜臨海部の活性化とともに、港湾施設の充実に向け整備に取り組むこと。
4. 中小企業の公正な取引策の推進と、起業家育成の支援策を強化すること。
5. 地球にやさしい新エネルギー政策を進めること。

## 1. 「福祉型経済社会」の構築を基本にした地域経済の発展

### 【要求と提言】

1. 「働くことを軸とする安心社会」の構築に向けて、日本の優れた技術力、開発力を維持・強化しつつ、それをベースに成長が期待できる産業分野に積極的に進出を図ること。そのために、情報通信や先端部門に限らず多様な産業分野で、付加価値の高い財やサービスを生み出す雇用への転換を図ること。
2. 国・県が保有する融資・貸付制度が積極的に有効活用されるよう周知の強化を図ること。
  - (1) 金融機関の貸し渋り対策（信用収縮対策）として中小・地場企業への信用収縮対策をすすめるとともに、国に次の政策を求めること。
    - ① 中小・地場企業に対する政府系金融機関への資金供給を拡充すること。
    - ② 信用保証制度の抜本的拡充と適正な制度運営をはかること。
    - ③ 金融検査マニュアル（中小企業融資編）の趣旨・内容を周知徹底し、画一的・一律的な検査を行わないこと。
  - (2) ベンチャー・ビジネスを支援や、中小企業のICT化支援等、事業の将来性・可能性に着目した融資を拡大すること。
3. 規制緩和にあたって、産業の活性化を図り、生活と雇用の安定を基本にした規制改革を進めること。また、環境保全、災害防止、安全・健康、公正な労働条件の維持、格差の是正などに関わる社会的規制については、強化を図ること。

## 2. 雇用創出を基本戦略とした地域産業政策の推進

### 【要求と提言】

1. 産業政策の見直し、推進にあたっては、雇用政策と一体のものとして推進すること。産業政策には、ものづくりに加え、生活関連産業、商業、サービスにおける産業と雇用に位置づけること。
2. 地域経済の活性化を図るため、「インベスト神奈川2ndステップ」の推進をはじめ、各自治体による企業誘致政策をより戦略的に行うこと。また、企業の移転や撤退などによる「跡地」の有効活用の対策を強化し、事業や街づくりの創造に繋げること。
3. 「神奈川を情報（流通）発信基地」と位置づけ、ICT産業の発展策を図ること。そ

のため、高度情報化社会の形成は、産業インフラの構造的転換・生活者の利便性の向上をもたらすとの認識に立って、情報化に向けた社会資本の整備を急ぐこと。

(1) ICTの活用で、地域・中小企業の活性化を図ること。また、中小企業のICT環境の整備に向けた税制優遇措置の周知や相談体制を整備すること。

(2) 自治体としてICTの普及を図るため、「もっと便利に、もっと使いやすく」との観点でICTを活用できるメニューの策定を行うこと。

(3) 職業能力開発、人材育成体制の整備、学校におけるパソコン配置とインターネット普及、公共施設において高齢者・障がい者をはじめ誰でも利用できる情報機器の配備等を進めること。

(4) ICT産業の健全な育成のため、サイバーテロ対策をはじめプライバシー保護などセキュリティ対策を強化すること。あわせて、首都圏における共同のセキュリティ対策、さらには、市町村への支援措置などを進めること。

4. 自治体の工事や業務委託の入札・契約に関わっては、以下の通り進めること。

(1) 公共投資は、介護・福祉、保育、住宅・公園など生活関連社会資本の整備、都市基盤整備、情報インフラ整備を優先し、同時に雇用創出、少子高齢対策、内需拡大につながるものとする。

(2) 官公需については地元中小企業に優先的に行うこと。また、安全対策などに十分な配慮をした上で、PFI（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行うこと）の手法を活用しコスト削減をめざし、情報開示も行うこと。

(3) 公共投資の計画、遂行中、完成後の評価について、評価委員会に一般住民の参加（公募）を行うこと。

5. 神奈川県における科学技術蓄積をもとに、産・官・学の協同・協力体制を推進すること。また、地域雇用の創出や新事業展開等の地域活性化を検討する場として、地域金融機関、地域労働組合も参加した「産官学金労」が一体となる枠組を進めること。

(1) 協同・協力事業への県内企業の出資・参加方法、事業の成果に対する知的所有権保護のルール化等、産業の振興を主眼とした主体的取り組みを進めること。

(2) 産学官の連携を強化するため、コーディネーター役の人材育成を推進すること。

6. ものづくり基本法（ものづくり基盤技術振興基本法）、及び「ものづくり技術基本計画」に基づき国の施策を活かした産業政策の見直しを行い、以下の取り組みを進めること。

(1) ものづくり基盤技術の研究開発、情報提供の促進

(2) ものづくり事業者と大学等の有機的な事業連携

(3) ものづくり労働者の雇用安定・能力開発・福祉の増進すること

(4) ものづくり熟練労働者の養成と確保策の推進

(5) ものづくり基盤技術の維持向上、産業集積の促進・機能の強化

(6) ものづくり事業者の経営基盤の強化、下請け取引等の適正化

(7) ものづくりへの技術教育を小中高等学校で普及・強化を図ること

(8) ものづくり基盤技術に関する発展途上地域への国際的技術協力推進

7. 地域産業の推進に向けて、「ふるさと雇用再生特別基金」を活用して創設した各事業については、地域に根付いた産業として、神奈川県の良質な雇用となるよう、成果を検証し、引き続き育成すること。また、地産品保護やPR、新商品開発等の支援を行うこと。

8. 神奈川の観光産業を推進するため、産業の質の向上を図る支援として、サービスに対するコーチングなどのソフト面の支援・強化を行うこと。また、今後の事業発展に不可欠となることが想定される海外の観光客対策として、多言語による情報提供などを整備・推進すること。

9. 新たな地域ビジネスの開発として、農山漁業の有する資源を活用した第6次産業化（第一次・第二次・第三次産業のベストミックス）への支援を行うこと。

### 3. 京浜臨海部の活性化対策の推進・港湾等施策の充実

#### 【要求と提言】

1. 京浜臨海部の活性化に向けた取り組みを強化すること。
  - (1) ゼロ・エミッション（廃棄物ゼロ）工業団地、広域防災活動拠点、国際臨空産業集積促進事業、産学協同の研究開発地域の着実な推進を図ること。
  - (2) 臨海部鉄道貨客化の早期整備を図ること。
  - (3) 京浜臨海部への企業の積極投資を促進させること。また、既存企業が新たな事業展開を進める場合（民間企業・行政を問わず）の調整・手続きの期間の短縮を図ること。
  - (4) 緑地整備による憩いの場の創出や防災施設などと連携した施設整備を推進すること。
  - (5) 都市生活の維持に必要な循環型産業等について、地域環境の保全に配慮しつつ、その集積を推進すること。
2. 構造改革特区の推進にあたっては、雇用の拡大、地域の活性化を基本とし、公正労働基準、環境基準を悪化させないこと。
3. 羽田空港国際化の効果を神奈川県域の活性化につなげるため、羽田側との連絡路等や、広域高速道路網との接続などの整備が必要不可欠であることから、県や当該の川崎市などが連携を強化し実現化を推進すること。
4. 「国際コンテナ戦略港湾」として、京浜港の活性化に向けた具体的な施策を推進すること。とりわけ、港湾の機能の強化と共に、環境負荷対策や、道路交通網の整備により、物流の機能強化を図ること。
5. 改正SOLAS条約に基づく港湾施設及び入港中の船舶の安全確保の強化を図ること。また、身分証明等が確実な船舶乗組員の上陸及び関係者の訪船等について、安全確保と通行（通船および陸上交通）の保障を確実なものとする。
6. 海上コンテナ輸送における中小・零細業者への一方的コスト切り下げを防止し、適正な労働条件確保に努めること。
7. 東京湾内の船舶の輻輳する港湾・挟水道における安全対策を強化すること。

### 4. 公正な取引と起業家の育成等中小企業政策の推進

#### 【要求と提言】

1. 公正を欠く取引については、十分に実態を調査・把握し、実効ある措置を講じること。
  - (1) 親企業からの不当な単価の引き下げ、コストダウン強要など優越的地位の濫用を排除し、公正な取引関係の確立を図ること。そのため、下請代金支払遅延防止及び独占禁止法の運用強化や制度の見直しを行うことにより、下請取引の適正化を一層推進すること。（一部、国への要求）
  - (2) 下請振興基準の周知徹底を図るとともに、下請取引の適正化を一層推進すること。
  - (3) 金融機関の貸し渋り、担保積み増しなど、中小企業に不利な取引に対する監視を強化すること。

- (4) 労働組合代表が、地域の産業振興と雇用・労働条件の維持・安定など、地域活性化策について、中小企業再生支援協議会と意見・情報交換を行う場を設けること。
2. (財) 神奈川産業振興センターの総合的支援策を充実させるとともに、「新事業促進法」「ものづくり基盤技術振興基本法・基本計画」等の法、融資策を活用しての振興策を図ること。
3. ベンチャー・起業化（家）支援を強化すること。
  - (1) 神奈川のポテンシャルを生かすためにも起業・開業の促進が重要である。よって必要な技術・金融面、施設およびコーディネーターの配置など人的支援も含めて積極的に行うこと。
  - (2) 構造転換を図る中小企業に対して、税制面における優遇措置をさらに充実させること。
  - (3) 研究開発企業のネットワーク化に対する支援、各種制度活用の紹介を行うとともに、特許等知的財産の取得支援を行うこと。
  - (4) 金融機関における融資において性別上の差別が生じないようにすること。女性起業家への支援を強化すること。
4. 中小企業の情報化推進の支援策を強化すること。特に、ビジネスチャンスの拡大に向け、開発した商品・製品の電子商取引ができるシステムの構築を図ること。その場合の認証・課金・決済の安全性・信頼性を向上させること。
5. 地域の伝統産業の保護・活性化支援を図るとともに、税制上の優遇策を進めること。
6. 中小企業倒産防止共済制度加入を促進すること。《神奈川県のみ要求》
7. 地域中小企業再生ファンドの設立を検討すること。
8. EUにおける「化学物質規制制度」の導入により、中小企業の負担が過度となることから、その対策として経済措置などの支援を行うこと。

## 5. 地球にやさしい新エネルギー政策の推進

### 【要求と提言】

1. 住民、企業、行政のそれぞれが積極的に省エネルギー、自給（再生）可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、非食用バイオマス等）対策を推進するとともに、行政はその指導を行うこと。また、エネルギー政策を自治体の環境政策と一体のものとして位置づけること。
  - (1) 新エネルギー・自然エネルギーの技術開発、導入支援、規制緩和を積極的に行うと共に、住宅建築や工場等に対する資金融資・助成制度の充実・拡大に努めること。県は新たな施策として着手した「太陽光パネル」のビジョンを明らかにすること。
  - (2) 未利用資源の利用技術の研究・開発を促進し、実用化・普及に向けての公的支援策を講じること。
  - (3) 大規模エネルギーと再生可能エネルギーを最大限活用するための普及支援を行うこと。

## 6. 中小企業政策

### 【要求と提言】

1. (財) 神奈川産業振興センターの総合的支援策を充実させるとともに、「新事業促進

法」「ものづくり基盤技術振興基本法・基本計画」等の法、融資策を活用しての振興策を図ること。(再掲)

2. 中小企業の情報化推進の支援策を強化すること。特に、ビジネスチャンスの拡大に向け、開発した商品・製品の電子商取引ができるシステムの構築を図ること。その場合の認証・課金・決済の安全性・信頼性を向上させること。
3. 中小企業倒産防止共済制度加入を促進すること。《神奈川県のみ要求》
4. 厳しい経済状況により、倒産する中小企業が増大していることから、事業再生に取り組む中小企業の資金調達の円滑化、及び再生支援を目的とした「中小企業再生ファンド」の設立に向け検討状況などを公表すること。
5. EUにおける「化学物質規制制度」の導入により、中小企業の負担が過度となることから、その対策として経済措置などの支援を行うこと。
6. 金融機関の貸し渋り対策（信用収縮対策）として、中小・地場企業への信用収縮対策をすすめること。(再掲)
7. 中小企業への新規採用を支援するため、ハローワークや外郭団体等による説明会や採用会を積極的に支援すること。
8. 中小企業への高度な技術支援や特許支援を有効に活用できるシステムを構築すること。

## 7. 「災害復興・再生」・「神奈川県の防災対策の見直し・強化」政策

### 【要求と提言】

1. 直接の被害や計画停電および節電、サプライチェーンの混乱などで経営が困難となっている企業、特に中小・零細企業への対策強化として、特別融資の拡大などを実施すること。また申請受付期間や返済期間については、十分な期間を設定すること。
2. 生産地や小売業などの支援として、農産物などの風評被害対策を行うこと。
3. 神奈川県の観光政策を推進する観点から、安全性の周知を含め広報活動など、国内はもとより外国人の集客活動を強化すること。
4. 京浜臨海部の液状化や護岸強度などの安全性について、調査・研究を行い、その結果を公表すること。
5. 個々の企業が、計画停電や節電の対策として生産活動の継続を目的とした「自家発電」設備を設置した場合の助成や、使用の規制緩和を行うこと。
6. 災害により陸路や空路（空港）が使用不可となることを想定し、海路を確保する観点から、廻船従事者・関係者の育成・確保を図ること。